

令和3年度 地域別最低賃金 改定状況

ランク	局番	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定金額	引上げ額 (円)	結審月日 (答申日)	採決状況	発効年月日
C	1	北海道	861	889	28	8月5日	●	2021年 10月1日
D	2	青森	793	822	29	8月10日	●	2021年 10月6日
D	3	岩手	793	821	28	8月6日	●	2021年 10月2日
C	4	宮城	825	853	28	8月5日	●	2021年 10月1日
D	5	秋田	792	822	30	8月5日	●	2021年 10月1日
D	6	山形	793	822	29	8月6日	●	2021年 10月2日
D	7	福島	800	828	28	8月5日	○ 使側棄権1	2021年 10月1日
B	8	茨城	851	879	28	8月5日	○	2021年 10月1日
B	9	栃木	854	882	28	8月5日	●	2021年 10月1日
C	10	群馬	837	865	28	8月6日	●	2021年 10月2日
A	11	埼玉	928	956	28	8月5日	○	2021年 10月1日
A	12	千葉	925	953	28	8月5日	○ 使側棄権1	2021年 10月1日
A	13	東京	1013	1,041	28	7月21日	■ 使側退席3 使側棄権3	2021年 10月1日
A	14	神奈川	1012	1,040	28	8月4日	●	2021年 10月1日
C	15	新潟	831	859	28	8月5日	●	2021年 10月1日
B	16	富山	849	877	28	8月5日	●	2021年 10月1日
C	17	石川	833	861	28	8月11日	○	2021年 10月7日
C	18	福井	830	858	28	8月5日	●	2021年 10月1日
B	19	山梨	838	866	28	8月5日	●	2021年 10月1日
B	20	長野	849	877	28	8月5日	●	2021年 10月1日
C	21	岐阜	852	880	28	8月3日	●	2021年 10月1日
B	22	静岡	885	913	28	8月6日	●	2021年 10月2日
A	23	愛知	927	955	28	8月5日	●	2021年 10月1日
B	24	三重	874	902	28	8月5日	●	2021年 10月1日
B	25	滋賀	868	896	28	8月4日	●	2021年 10月1日
B	26	京都	909	937	28	8月5日	●	2021年 10月1日
A	27	大阪	964	992	28	8月4日	●	2021年 10月1日
B	28	兵庫	900	928	28	8月5日	●	2021年 10月1日
C	29	奈良	838	866	28	8月5日	●	2021年 10月1日
C	30	和歌山	831	859	28	8月5日	●	2021年 10月1日
D	31	鳥取	792	821	29	8月10日	●	2021年 10月6日
D	32	島根	792	824	32	8月6日	○	2021年 10月2日
C	33	岡山	834	862	28	8月6日	●	2021年 10月2日
B	34	広島	871	899	28	8月5日	●	2021年 10月1日
C	35	山口	829	857	28	8月5日	●	2021年 10月1日
C	36	徳島	796	824	28	8月5日	●	2021年 10月1日
C	37	香川	820	848	28	8月5日	●	2021年 10月1日
D	38	愛媛	793	821	28	8月5日	●	2021年 10月1日
D	39	高知	792	820	28	8月6日	●	2021年 10月2日
C	40	福岡	842	870	28	8月5日	●	2021年 10月1日
D	41	佐賀	792	821	29	8月10日	▲	2021年 10月6日
D	42	長崎	793	821	28	8月6日	●	2021年 10月2日
D	43	熊本	793	821	28	8月5日	●	2021年 10月1日
D	44	大分	792	822	30	8月10日	●	2021年 10月6日
D	45	宮崎	793	821	28	8月10日	●	2021年 10月6日
D	46	鹿児島	793	821	28	8月6日	●	2021年 10月2日
D	47	沖縄	792	820	28	8月12日	▲	2021年 10月8日

採決状況の凡例：○全会一致 ●使側全員反対 ▲労側全員反対 ○使側一部反対 ■使側退席

地域別最低賃金額と目安額との関係の推移（平成21～令和3年度）

（単位：円）

		年度														
都道府県名		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2(注2)	R3	都道府県名	
A ラ ン ク	東 京														東 京	
	神奈川	+1						-1					+1		神奈川	
	大 阪	+1						+1							大 阪	
	愛 知	+1	+3	+1	+3	+3	+1	+1					+1		愛 知	
	埼 玉	+1~2	+1			+2	+2	+2	+1				+2		埼 玉	
	千 葉		+6		+2	+2	+2					+2		千 葉		
B ラ ン ク	京 都			+1		+2	+1								京 都	
	兵 庫	+1		+2					+1		+1	+1	+1		兵 庫	
	静 岡	+2	+2	+2	+3	+2	+1								静 岡	
	滋 賀	+2	+3	+2	+3	+2	+1						+2		滋 賀	
	茨 城	+2	+2	+1	+3	+2	+1						+2		茨 城	
	栃 木	+2	+2	+2	+1	+1							+1		栃 木	
	広 島	+1				+2	+2	+1							広 島	
	長 野	+1	+2		+2	+1							+1		長 野	
	富 山	+2	+2		+4		+1						+1		富 山	
三 重	+1	+2	+2	+3	+1	+1						+1		三 重		
山 梨	+1	+2		+1	+1	+1						+1		山 梨		
C ラ ン ク	群 馬	+1	+2	+1	+2	+1					+1		+2		群 馬	
	岡 山	+1	+3	+1	+2	+2	+2				+1		+1		岡 山	
	石 川	+1	+2		+2	+1		+1					+1		石 川	
	香 川	+1	+2	+2	+3	+2	+2	+1	+1		+1		+2		香 川	
	奈 良	+1	+2	+1	+2	+1							+1		奈 良	
	宮 城	-1	+2	※1		+1					+1		+1		宮 城	
	福 岡	+5	+2	+2	+2	+1	+1					+1	+1		福 岡	
	山 口	+1	+2	+2	+2	+1						+1			山 口	
	岐 阜				+2	+1								+1		岐 阜
	福 井	+1	+2		+2	+1	+1							+1		福 井
	和 歌 山	+1			+1	+1					+1	+1	+1		和 歌 山	
北 海 道	+1~2													北 海 道		
新 潟		+2	+1	+2	+2				+1		+1	+1		新 潟		
徳 島	+1	+2	+1	+3	+2					+1	+1	+3		徳 島		
D ラ ン ク	福 島	+3	+3	※1	+2	+1	+1				+1		+2		福 島	
	大 分	+1	+2	+3	+2	+1		+1			+2	+2	+2	+2	大 分	
	山 形	+2	+4	+1	+3	+1	+2				+1	+1	+3	+1	山 形	
	愛 媛	+1	+2	+2	+3	+2	+1				+2		+3		愛 媛	
	島 根	+1	+2	+3	+2	+2	+2	+1	+1		+1		+2	+4	島 根	
	鳥 取	+1	+2	+3	+3	+1			+1	+1	+1	+2	+2	+1	鳥 取	
	熊 本	+2	+3	+3	+2	+1		+1			+2	+2	+3		熊 本	
	長 崎	+1	+3	+3	+3	+1		+1			+2	+2	+3		長 崎	
	高 知	+1	+1	+2	+3	+2			+1		+2	+2	+2		高 知	
	岩 手	+3	+3	※1	+4	+2		+1			+1	+2	+3		岩 手	
	鹿 児 島	+3	+2	+4	+3	+1					+1	+3	+3		鹿 児 島	
	佐 賀	+1	+3	+3	+3	+1	+1				+2	+2	+2	+1	佐 賀	
	青 森		+2	+1	+2	+1	+1				+1	+2	+3	+1	青 森	
	秋 田		+3	+1	+3	+1	+1				+1	+2	+2	+2	秋 田	
宮 崎	+2	+3	+3	+3	+1					+1	+2	+2	+3	宮 崎		
沖 縄	+2	+3	+2	+4	+1					+1	+2	+2	+2	沖 縄		

(注1) 平成23年度の岩手、宮城及び福島の3県については、同年度の目安が、「各県ごとの被害状況等に十分に配慮」等した審議を求めた経緯を踏まえ、目安と改定額との差額を記載していない。

(注2) 令和2年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

地域別最低賃金の発効状況の推移（平成21～令和3年度）

年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	都道府県
A ラ ン ク	東京	10.1	10.24	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1		10.1	東京
	神奈川	10.25	10.21	10.1	10.1	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	神奈川
	大阪	9.30	10.15	9.30	9.30	10.18	10.5	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1		10.1	大阪
	愛知	10.11	10.24	10.7	10.1	10.26	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	愛知
	埼玉	10.17	10.16	10.1	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	埼玉
	千葉	10.3	10.24	10.1	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	千葉
B ラ ン ク	京都	10.17	10.17	10.16	10.14	10.24	10.22	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1		10.1	京都
	兵庫	10.8	10.17	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	兵庫
	静岡	10.26	10.14	10.14	10.12	10.12	10.5	10.3	10.5	10.4	10.3	10.4		10.2	静岡
	滋賀	10.1	10.21	10.20	10.6	10.25	10.9	10.8	10.6	10.5	10.1	10.3	10.1	10.1	滋賀
	茨城	10.8	10.16	10.8	10.6	10.19	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	茨城
	栃木	10.1	10.7	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	栃木
	広島	10.8	10.30	10.1	10.1	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1		10.1	広島
	長野	10.1	10.29	10.1	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1	長野
	富山	10.18	10.27	10.1	11.4	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	富山
	三重	10.1	10.22	10.1	9.30	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	三重
山梨	10.1	10.17	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.14	10.3	10.1	10.9	10.1	山梨	
C ラ ン ク	群馬	10.4	10.9	10.7	10.10	10.13	10.5	10.8	10.6	10.7	10.6	10.6	10.3	10.2	群馬
	岡山	10.8	11.5	10.27	10.24	10.30	10.5	10.2	10.1	10.1	10.3	10.2	10.3	10.2	岡山
	石川	10.10	10.30	10.20	10.6	10.19	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.7	10.7	石川
	香川	10.1	10.16	10.5	10.5	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	香川
	奈良	10.17	10.24	10.7	10.6	10.20	10.3	10.7	10.6	10.1	10.4	10.5	10.1	10.1	奈良
	宮城	10.24	10.24	10.29	10.19	10.31	10.16	10.3	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	宮城
	福岡	10.16	10.22	10.15	10.13	10.18	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	福岡
	山口	10.4	10.29	10.6	10.1	10.10	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5		10.1	山口
	岐阜	10.19	10.17	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	岐阜
	福井	10.1	10.21	10.1	10.6	10.13	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	10.1	福井
	和歌山	10.31	10.29	10.13	10.1	10.19	10.17	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	和歌山
	北海道	10.10	10.15	10.6	10.18	10.18	10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3		10.1	北海道
	新潟	10.26	10.21	10.7	10.5	10.26	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.6	10.1	10.1	新潟
徳島	10.1	10.16	10.15	10.19	10.30	10.1	10.4	10.1	10.5	10.1	10.1	10.4	10.1	徳島	
D ラ ン ク	福島	10.18	10.24	11.2	10.1	10.6	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.1	福島
	大分	10.1	10.24	10.20	10.4	10.20	10.4	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	大分
	山形	10.18	10.29	10.29	10.24	10.24	10.17	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.2	山形
	愛媛	10.1	10.27	10.20	10.24	10.31	10.12	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	愛媛
	島根	10.4	10.24	11.6	10.14	11.6	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	島根
	鳥取	10.8	10.31	10.29	10.20	10.25	10.8	10.4	10.12	10.6	10.5	10.5	10.2	10.6	鳥取
	熊本	10.18	11.5	10.20	10.1	10.30	10.1	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	熊本
	長崎	10.10	11.4	10.12	10.24	10.20	10.1	10.7	10.6	10.6	10.6	10.3	10.3	10.2	長崎
	高知	10.1	10.27	10.26	10.26	10.26	10.26	10.18	10.16	10.13	10.5	10.5	10.3	10.2	高知
	岩手	10.4	10.30	11.11	10.20	10.27	10.4	10.16	10.5	10.1	10.1	10.4	10.3	10.2	岩手
	鹿児島	10.14	10.28	10.29	10.13	10.27	10.19	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	10.2	鹿児島
	佐賀	10.1	10.29	10.6	10.21	10.26	10.4	10.4	10.2	10.6	10.4	10.4	10.2	10.6	佐賀
	青森	10.1	10.29	10.16	10.12	10.24	10.24	10.18	10.20	10.6	10.4	10.4	10.3	10.6	青森
	秋田	10.1	11.3	10.30	10.13	10.26	10.5	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	秋田
宮崎	10.14	11.4	11.2	10.26	11.2	10.16	10.16	10.1	10.6	10.5	10.4	10.3	10.6	宮崎	
沖縄	10.18	11.5	11.6	10.25	10.26	10.24	10.9	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	10.8	沖縄	

地域別最低賃金の異議申出状況の推移（平成21～令和3年度）

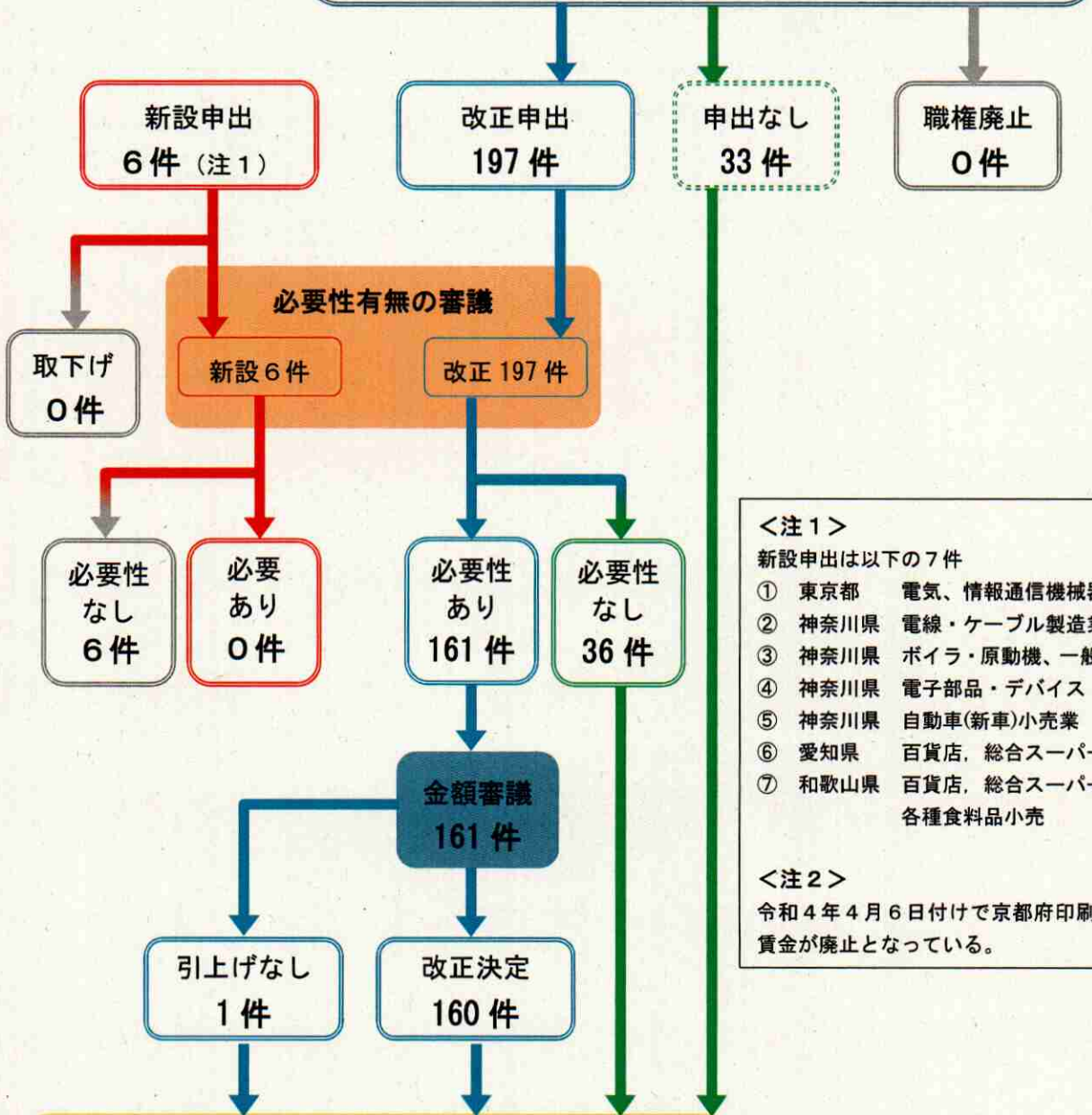
年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	都道府県
A ラ ン ク	東 京	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東 京
	神 奈 川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	神 奈 川
	大 阪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大 阪
	愛 知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	愛 知
	埼 玉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	埼 玉
B ラ ン ク	千 葉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	千 葉
	京 都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	京 都
	兵 庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	兵 庫
	静 岡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	静 岡
	滋 賀		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	滋 賀
	茨 城	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	茨 城
	栃 木	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	栃 木
	広 島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	広 島
C ラ ン ク	長 野	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	長 野
	富 山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	富 山
	山 重	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	山 重
	三 山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三 山
	梨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	梨
	群 馬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	群 馬
	岡 山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岡 山
	石 川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	石 川
	香 川				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	香 川
	奈 良	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	奈 良
D ラ ン ク	宮 城	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	宮 城
	福 岡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	福 岡
	山 口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	山 口
	岐 阜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岐 阜
	福 井											○	○	○	福 井
	和 歌 山			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	和 歌 山
	北 海 道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	北 海 道
	新 潟	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	新 潟
	徳 島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	徳 島
	福 島	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	福 島
	大 山	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	大 山
	形 媛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	形 媛
E ラ ン ク	愛 媛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	愛 媛
	島 根	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	島 根
	鳥 取	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳥 取
	熊 本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	熊 本
	長 崎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	長 崎
	高 知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高 知
	岩 手	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩 手
	鹿 児 島		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鹿 児 島
	佐 賀	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	佐 賀
	青 森	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	青 森
F ク	秋 田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	秋 田
	宮 崎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		宮 崎
	沖 縄			○	○	○				○		○	○		沖 縄

特定最低賃金の審議結果について

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

令和3年4月1日時点の特定最低賃金
227件 (うち旧産別最低賃金2件)

※全国に適用される特定最低賃金1件を含む



<注1>

新設申出は以下の7件

- ① 東京都 電気、情報通信機械器具製造業
- ② 神奈川県 電線・ケーブル製造業
- ③ 神奈川県 ボイラ・原動機、一般産業用機械
- ④ 神奈川県 電子部品・デバイス
- ⑤ 神奈川県 自動車(新車)小売業
- ⑥ 愛知県 百貨店、総合スーパー
- ⑦ 和歌山県 百貨店、総合スーパー、各種食料品小売

<注2>

令和4年4月6日付けで京都府印刷業特定最低賃金が廃止となっている。

令和4年3月31日時点の特定最低賃金
227件 (注2) (うち旧産別最低賃金2件※)

※全国に適用される特定最低賃金1件を含む

特定最低賃金の年内発効の状況（平成21～令和3年度）

年度	審議会で必要性 「有」とされた 件数	左のうち年内発 効件数	(b)/(a)
	(a)	(b)	
22	215	192	89.3
23	212	195	92.0
24	206	181	87.9
25	202	177	87.6
26	201	195	97.0
27	199	194	97.5
28	193	189	97.9
29	187	184	98.4
30	183	180	98.4
R1	174	172	98.9
R2	154	140	90.9
R3	161	160	99.4

※ (a)には、決定した件数のうち廃止・新規・継続審議となった件数は含まれない。

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（%）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（%）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者の比率（%）
平成24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2
25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
3	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
4	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7

(注) 各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況 (令和4年1月～3月、全国計)

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%
01 製造業	4,616	506	11.0%	4,269	467	10.9%	347	39	11.2%
01 食料品製造業	1,292	131	10.1%	1,285	131	10.2%	7	0	0.0%
02 繊維工業	276	35	12.7%	276	35	12.7%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	413	42	10.2%	413	42	10.2%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	114	9	7.9%	113	9	8.0%	1	0	0.0%
05 家具・装備品製造業	70	6	8.6%	70	6	8.6%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	122	15	12.3%	122	15	12.3%	0	0	-
07 印刷・製本業	171	20	11.7%	171	20	11.7%	0	0	-
08 化学工業	367	49	13.4%	365	49	13.4%	2	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	94	10	10.6%	79	8	10.1%	15	2	13.3%
10 鉄鋼業	16	1	6.3%	10	1	10.0%	6	0	0.0%
11 非鉄金属製造業	24	3	12.5%	18	2	11.1%	6	1	16.7%
12 金属製品製造業	230	13	5.7%	228	13	5.7%	2	0	0.0%
13 一般機械器具製造業	175	18	10.3%	128	12	9.4%	47	6	12.8%
14 電気機械器具製造業	328	40	12.2%	132	16	12.1%	196	24	12.2%
15 輸送用機械等製造業	111	9	8.1%	51	5	9.8%	60	4	6.7%
16 電気・ガス・水道業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	812	105	12.9%	807	103	12.8%	5	2	40.0%
02 鉱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	174	15	8.6%	174	15	8.6%	0	0	-
01 土木木工作业	43	5	11.6%	43	5	11.6%	0	0	-
02 建築工事業	80	7	8.8%	80	7	8.8%	0	0	-
03 その他の建設業	51	3	5.9%	51	3	5.9%	0	0	-
04 運輸交通業	45	10	22.2%	45	10	22.2%	0	0	-
02 道路旅客運送業	9	2	22.2%	9	2	22.2%	0	0	-
03 道路貨物運送業	36	8	22.2%	36	8	22.2%	0	0	-
05 貨物取扱業	8	3	37.5%	8	3	37.5%	0	0	-
1号～5号 計	4,845	534	11.0%	4,498	495	11.0%	347	39	11.2%
06 農林業	114	17	14.9%	114	17	14.9%	0	0	-
01 農業	109	17	15.6%	109	17	15.6%	0	0	-
02 林業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	33	6	18.2%	33	6	18.2%	0	0	-
01 畜産業	21	4	19.0%	21	4	19.0%	0	0	-
02 水産業	12	2	16.7%	12	2	16.7%	0	0	-
08 商業	5,655	598	10.6%	5,611	589	10.5%	44	9	20.5%
01 卸売業	985	88	8.9%	985	88	8.9%	0	0	-
02 小売業	3,849	442	11.5%	3,805	433	11.4%	44	9	20.5%
03 理美容業	721	61	8.5%	721	61	8.5%	0	0	-
04 その他の商業	100	7	7.0%	100	7	7.0%	0	0	-
09 金融・広告業	67	5	7.5%	67	5	7.5%	0	0	-
01 金融業	5	1	20.0%	5	1	20.0%	0	0	-
02 広告・あつせん業	62	4	6.5%	62	4	6.5%	0	0	-
10 映画・演劇業	6	2	33.3%	6	2	33.3%	0	0	-
11 通信業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	79	5	6.3%	79	5	6.3%	0	0	-
13 保健衛生業	740	79	10.7%	740	79	10.7%	0	0	-
01 医療保健業	212	24	11.3%	212	24	11.3%	0	0	-
02 社会福祉施設	494	50	10.1%	494	50	10.1%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	34	5	14.7%	34	5	14.7%	0	0	-
14 接客娯楽業	2,752	292	10.6%	2,752	292	10.6%	0	0	-
01 旅館業	507	53	10.5%	507	53	10.5%	0	0	-
02 飲食店	2,120	226	10.7%	2,120	226	10.7%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	125	13	10.4%	125	13	10.4%	0	0	-
15 清掃・と畜業	321	26	8.1%	321	26	8.1%	0	0	-
16 官公署	2	1	50.0%	2	1	50.0%	0	0	-
17 その他の事業	350	42	12.0%	350	42	12.0%	0	0	-
01 派遣業	29	1	3.4%	29	1	3.4%	0	0	-
02 その他の事業	321	41	12.8%	321	41	12.8%	0	0	-
6号～17号 計	10,120	1,073	10.6%	10,076	1,064	10.6%	44	9	20.5%
合計	14,965	1,607	10.7%	14,574	1,559	10.7%	391	48	12.3%

最低賃金減額特例許可状況の推移

① 地域別最低賃金と特定最低賃金の合計

事項	年	令和元年		令和2年		令和3年	
		申請 件数 (件)	許可 件数(件) 人員(人)	申請 件数 (件)	許可 件数(件) 人員(人)	申請 件数 (件)	許可 件数(件) 人員(人)
最低賃金法第7条第1号	精神の障害により著しく労働能力の低い者	3,185	3,214 3,214	2,802	2,736 2,736	3,233	3,191 3,191
	身体の障害により著しく労働能力の低い者	164	164 164	155	149 149	165	163 163
最低賃金法第7条第2号	試の使用期間中の者	0	0 0	0	0 0	0	0 0
最低賃金法第7条第3号	能開法施行規則に基づく職業訓練を受ける者	4	4 4	3	3 3	0	0 0
第7条第4号	則第3条第2項第2号	11	13 23	4	4 4	9	8 9
	則第3条第2項第3号	10,202	10,094 14,977	9,480	9,451 14,035	7,814	7,770 11,418
計		13,566	13,489 18,383	12,444	12,343 16,930	11,221	11,132 14,781

② 地域別最低賃金

事項	年	令和元年		令和2年		令和3年	
		申請数 (件)	許可 件数(件) 人員(人)	申請数 (件)	許可 件数(件) 人員(人)	申請数 (件)	許可 件数(件) 人員(人)
最低賃金法第7条第1号	精神の障害により著しく労働能力の低い者	3,154	3,182 3,182	2,783	2,719 2,719	3,208	3,165 3,165
	身体の障害により著しく労働能力の低い者	162	162 162	152	146 146	164	162 162
最低賃金法第7条第2号	試の使用期間中の者	0	0 0	0	0 0	0	0 0
最低賃金法第7条第3号	能開法施行規則に基づく職業訓練を受ける者	4	4 4 5	3	3 3 4	0	0 0 0
第7条第4号	則第3条第2項第2号	8	10 17	2	2 2	7	6 6
	則第3条第2項第3号	10,190	10,082 14,960	9,468	9,439 14,019	7,806	7,762 11,408
計		13,518	13,440 18,326	12,408	12,309 16,890	11,185	11,095 14,741

③ 特定最低賃金

事項	年	令和元年		令和2年		令和3年					
		申請数 (件)	許可 件数(人)	申請数 (件)	許可 件数(人)	申請数 (件)	許可 件数(人)				
								申請数 (件)	許可 件数(人)	申請数 (件)	許可 件数(人)
最低賃金法第7条第1号	精神の障害により著しく労働能力の低い者 身体の障害により著しく労働能力の低い者	31	32	32	32	19	17	17	25	26	26
		2	2	2	2	3	3	3	1	1	1
最低賃金法第7条第2号	試の使用期間中の者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最低賃金法第7条第3号	能開法施行規則に基づく職業訓練を受ける者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第7条第4号	則第3条第2項第2号	3	3	3	6	2	2	4	2	2	3
	則第3条第2項第3号	12	12	17	17	12	12	16	8	8	10
計		48	49	57	57	36	34	40	36	37	40

令和3年度地域別最低賃金の市町村広報紙(誌)への掲載実績

	合計(市町村+都道府県)											
	市町村				市町村				都道府県			
	広報紙(誌) (都道府県+ 市町村)	掲載依頼件数 (都道府県+ 市町村)	掲載確認件数 (都道府県+ 市町村)	掲載率(%)	広報紙(誌) 発行数	掲載依頼 件数	掲載確認 件数	掲載率(%)	広報紙(誌) 発行数	掲載依頼 件数	掲載確認 件数	掲載率(%)
北海道	180	0	18	10.0	179	0	17	9.5	1	0	1	100.0
青森	41	41	41	100.0	40	40	40	100.0	1	1	1	100.0
岩手	34	34	34	100.0	33	33	33	100.0	1	1	1	100.0
宮城	36	36	34	94.4	35	35	33	94.3	1	1	1	100.0
秋田	26	26	25	96.2	25	25	25	100.0	1	1	0	0.0
山形	36	36	36	100.0	35	35	35	100.0	1	1	1	100.0
福島	59	59	59	100.0	58	58	58	100.0	1	1	1	100.0
茨城	45	45	43	95.6	44	44	42	95.5	1	1	1	100.0
栃木	26	26	26	100.0	25	25	25	100.0	1	1	1	100.0
群馬	36	36	36	100.0	35	35	35	100.0	1	1	1	100.0
埼玉	64	64	63	98.4	63	63	62	98.4	1	1	1	100.0
千葉	55	55	55	100.0	54	54	54	100.0	1	1	1	100.0
東京	63	63	53	84.1	62	62	52	83.9	1	1	1	100.0
神奈川	34	34	32	94.1	33	33	31	93.9	1	1	1	100.0
新潟	31	31	26	83.9	30	30	25	83.3	1	1	1	100.0
富山	16	16	15	93.8	15	15	14	93.3	1	1	1	100.0
石川	20	20	20	100.0	19	19	19	100.0	1	1	1	100.0
福井	18	18	15	83.3	17	17	15	88.2	1	1	0	0.0
山梨	28	28	28	100.0	27	27	27	100.0	1	1	1	100.0
長野	78	78	70	89.7	77	77	69	89.6	1	1	1	100.0
岐阜	42	43	42	100.0	42	42	42	100.0	0	1	0	0.0
静岡	36	36	21	58.3	35	35	20	57.1	1	1	1	100.0
愛知	55	55	50	90.9	54	54	50	92.6	1	1	0	0.0
三重	30	30	30	100.0	29	29	29	100.0	1	1	1	100.0
滋賀	20	20	16	80.0	19	19	15	78.9	1	1	1	100.0
京都	27	27	4	14.8	26	26	4	15.4	1	1	0	0.0
大阪	44	45	41	93.2	43	44	40	93.0	1	1	1	100.0
兵庫	42	42	42	100.0	41	41	41	100.0	1	1	1	100.0
奈良	40	40	27	67.5	39	39	26	66.7	1	1	1	100.0
和歌山	31	31	29	93.5	30	30	28	93.3	1	1	1	100.0
鳥取	20	20	15	75.0	19	19	14	73.7	1	1	1	100.0
島根	20	20	12	60.0	19	19	11	57.9	1	1	1	100.0
岡山	28	28	28	100.0	27	27	27	100.0	1	1	1	100.0
広島	24	24	7	29.2	23	23	7	30.4	1	1	0	0.0
山口	20	20	18	90.0	19	19	18	94.7	1	1	0	0.0
徳島	25	25	25	100.0	24	24	24	100.0	1	1	1	100.0
香川	18	18	17	94.4	17	17	16	94.1	1	1	1	100.0
愛媛	21	21	21	100.0	20	20	20	100.0	1	1	1	100.0
高知	35	35	30	85.7	34	34	29	85.3	1	1	1	100.0
福岡	61	61	56	91.8	60	60	55	91.7	1	1	1	100.0
佐賀	21	21	15	71.4	20	20	14	70.0	1	1	1	100.0
長崎	21	21	17	81.0	20	20	17	85.0	1	1	0	0.0
熊本	46	46	45	97.8	45	45	45	100.0	1	1	0	0.0
大分	19	19	19	100.0	18	18	18	100.0	1	1	1	100.0
宮崎	27	27	27	100.0	26	26	26	100.0	1	1	1	100.0
鹿児島	44	44	37	84.1	43	43	36	83.7	1	1	1	100.0
沖縄	41	41	25	61.0	40	40	24	60.0	1	1	1	100.0
全国	1,784	1,606	1,445	81.0	1,738	1,560	1,407	81.0	46	46	38	82.6

※地域別最低賃金に係る掲載依頼及び掲載確認件数をきさいしたもの。
 ※岐阜県は県の広報誌が存在しない。

令和3年度最低賃金審議に係る総括

- 使用者委員の一部が反対し、採決により目安を決定したという異例の事態を踏まえ、令和3年7月の中央最低賃金審議会において、総括の場を約束した。
- 令和4年1月の中央最低賃金審議会において、厚生労働審議官より、令和3年度の審議を総括。

<参考>

令和3年7月16日 第61回中央最低賃金審議会 議事録

● 土屋厚生労働審議官

中央最低賃金審議会の運営に当たりましては、事務局として最大限の努力を尽くしてまいりましたが、残念ながら、目安小委員会と本審議会におきまして、採決という例年にならぬ議論となり、至らない点が多々あったものと考えております。私どもとしては、公労使三者構成で真摯に御議論いただくということが労働行政の推進に当たっての基本だと考えております。この審議会においても、そうした公労使三者構成の枠組みの下で、三者がそれぞれの立場や考え方の違いはあっても、真摯に向き合い、議論を積み重ねて結論を出してきた歴史と実績がございます。私どもは、こうした枠組みや観点をこれからも大切にしつつ、来年度以降の審議に向けて、先ほど御意見として会長からもお話がございましたように、まずは今年度の審議をしっかりと総括をし、公労使の委員の皆様のお意見を拝聴して、円滑な運営に最大限、取り組んでまいりたいと考えております。

令和4年1月26日 第62回中央最低賃金審議会 議事録

● 坂口厚生労働審議官

今年度、採決という異例の事態となったことを受け、来年度以降の円滑な審議に向けて、事務局より、今年度の審議を総括させていただくことといたしました。中央最低賃金審議会の運営に当たりましては、事務局として最大限の努力を尽くしたものの、残念ながら、小委員会の取りまとめ、本審での答申ともに、採決という例年にならぬ議論となり、事務局として至らない点があったと感じております。

今年度の審議は、採決という結果になりましたが、労使双方から審議会において御発言をいただいておりますとおり、中央最低賃金審議会が積み上げてきた三者構成の意義や目安の枠組みの重要性につきまして、公労使の皆様及び我々事務局共通の認識であると受け止めております。来年度以降につきましては、労使双方の皆様がやむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう、事務局として、労使の調整に最大限努力することを約束いたします。

最低賃金関係の閣議決定

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点分野

(1) 人への投資 (賃上げ・最低賃金)

(略) 賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。

このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組みほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。(略)

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組み中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組み。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかりと議論する。

6 2022年4月の消費者物価上昇率（総合）は前年同月比2.5%の上昇。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

(1) 賃金引上げの推進

(略) 本年の春闘においては、ここ数年低下してきた賃金引上げの水準³が反転し、新しい資本主義の時代にふさわしい、賃金引上げが実現しつつある。引き続き、官民が連携して、賃金引上げの社会的雰囲気醸成していくことが重要である。新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引上げの在り方について検討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかりと議論していただく必要がある。

³ 基礎資料 P 3：春闘結果の推移

(参考) 骨太の方針の変遷(中小企業賃上げ支援・最低賃金関係)

平成28年度～平成30年度 (目安額25～26円：3～3.1%)	令和元年度 (目安額27円：3.1%)	令和2年度 (目安額さす：0.1%)	令和3年度 (目安額28円：3.1%)	令和4年度 令和4年6月7日閣議決定
<p>中小企業の賃上げ支援</p> <p>また、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するため、生活衛生業など最低賃金の引上げによる影響が大きい業種を対象に、生産性や収益向上のための相談事業を実施するとともに、下請中小企業振興法に基づき振興基準の徹底により、親事業者が下請事業者からの労務費上昇に係る取引対価見直しの協議要請に応じることを促すなどの取組を行う。</p>	<p>経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模企業に對して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講じるとともに、下請中小企業振興法に基づき振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。</p>	<p>経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、…</p>	<p>我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組み中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、…</p>	<p>…全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。 このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組みほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。</p>
<p>最低賃金の引上げ</p> <p>最低賃金については、年率3%程度を目標として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。</p>	<p>最低賃金については、この3年、年率3%程度を目標として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあわせて、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金のあり方について引き続き検討する。</p>	<p>…最低賃金については、より早期に全国加重平均1000円になることを目指す。他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることを最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。</p>	<p>…最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。</p>	<p>…最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組み中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。</p>

与野党の重点政策・公約等(令和4年参院選)

<p>自民党</p>	<p>総合政策集2022「J-ファイナル」(2022年6月16日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業再構築補助金や中小企業生産性革命推進事業について、「特別枠」の設定や、経営規模を踏まえた運用見直しを実施し、最低賃金引き上げの影響を大きく受ける者や積極的な賃上げに取り組む者への支援を強化します。 ○ 最低賃金については、過去9年で181円引き上げてきました。引き続き、中小企業・小規模事業者の生産性向上や価格転化等の取引条件の改善等の取り組みを全力で進め、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均1,000円以上とすることを目指します。
<p>公明党</p>	<p>参院選政策集 Manifesto2022 「日本を前へ。」(2022年6月14日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低賃金を年率3%以上をメドとして着実に引き上げ、2020年代前半には全国加重平均で1,000円超に、2020年代半ばには47都道府県の半数以上で1,000円以上へと引き上げ、地域間格差を是正します。 ○ 最低賃金を含めた賃上げしやすい環境を整備するため、中小企業の取引条件の改善に向けた取り組みを進めます。具体的には、下請けGメンの倍増、転嫁円滑化施策パッケージの着実な推進、公正取引委員会を強化します。また、「事業再構築補助金」や「生産性革命補助金」の大幅な拡充等を通じた生産性・付加価値の向上、「賃上げ促進税制」等を通じた負担軽減、人件費上昇分の取引価格への円滑な転嫁等を強力に進めます。
<p>国民民主党</p>	<p>政策パンフレット「給料を上げる。国を守る。」(2022年6月6日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低賃金を引き上げ、「全国どこでも時給1150円以上」を早期に実現します。そのための中小企業支援を強化します。
<p>立憲民主党</p>	<p>参院選公約集「いまこそ生活安全保障が重要です。」(2022年6月3日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 時給1,500円を将来的な目標に、中小零細企業を中心に公的助成をしながら、最低賃金を段階的に引き上げます。
<p>日本共産党</p>	<p>2022年参議院選挙政策「平和でも、くらしでも、希望がもてる日本に」(2022年6月8日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業への賃上げ支援を抜本的に強化しながら、最低賃金を時給1500円(月給だと22万5000円程度)に引き上げます。 ○ 全国一律最賃制を確立します。
<p>日本維新の会</p>	<p>政策提言維新八策 2022(2022年6月2日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「負の所得税」同様の考え方を実現するため、ベーシックインカムまたは給付付き税額控除導入を検討し、就労意欲の向上と雇用の流動化を図り、労働市場全体の生産性と賃金水準の向上を実現します。 ○ いわゆる「エッセンシャルワーカー」を中心とする労働集約型の企業が持続・成長可能な税制を整備します。具体的には、被用者の待遇・賃金水準の向上を目指し、労働分配率の高い企業に減税などのインセンティブを講じます。
<p>社民党</p>	<p>重点政策2022(2022年6月7日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大都市一極集中を見直し、地域経済を活性化するために最低賃金制を現在の地域別から全国一律に転換すべきです。まず、時給1,000円を実現し、さらに安定した生活を確保できるよう時給1,500円をめざします。あわせて中小零細企業に対して社会保険料負担を軽減するなど支援策を検討します。

1. 制度趣旨

○ 最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は労働局長の許可に基づき減額して適用することが可能。

2. 地域別最低賃金

○ 各都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。

○ 毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

※ 地域別最低賃金額の推移（全国加重平均）

民主党政権3年間で
36円の引上げ

自民党・公明党政権
9年間で181円の引上げ

改定年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
改定額(円)	663	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930
目安額(円)	示さず ※1	0	示さず ※1	3	3	14	15 (12) ^{※2}	7-9 (示さず) ※1,2	15 (10) ^{※2}	6 (2) ^{※2}	7 (4) ^{※2}	14 (14) ^{※2}	16 (16) ^{※2}	18	24	25	26	27	示さず ※3	28
対前年度引上げ額 (円)	0	1	1	3	5	14	16	10	17	7	12	15	16	18	25	25	26	27	1	28
対前年度引上げ率	0.0%	0.2%	0.2%	0.5%	0.7%	2.1%	2.3%	1.4%	2.4%	1.0%	1.6%	2.0%	2.1%	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%

10年間で86円の引上げ

(※1) 「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安を示さない」とした。

(※2) H20年度からH26年度の括弧内は、生活保護との乖離解消のための引上げ額を除いた金額。(H19年最低賃金法改正により、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮することとされた。)

(※3) 「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とした。

3. 地域別最低賃金の決定基準

○ 最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金の状況、③企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

4. 罰則

○ 最低賃金法 第四十条
 第四条第一項※の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。※使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

令和3年度 地域別最低賃金額一覽

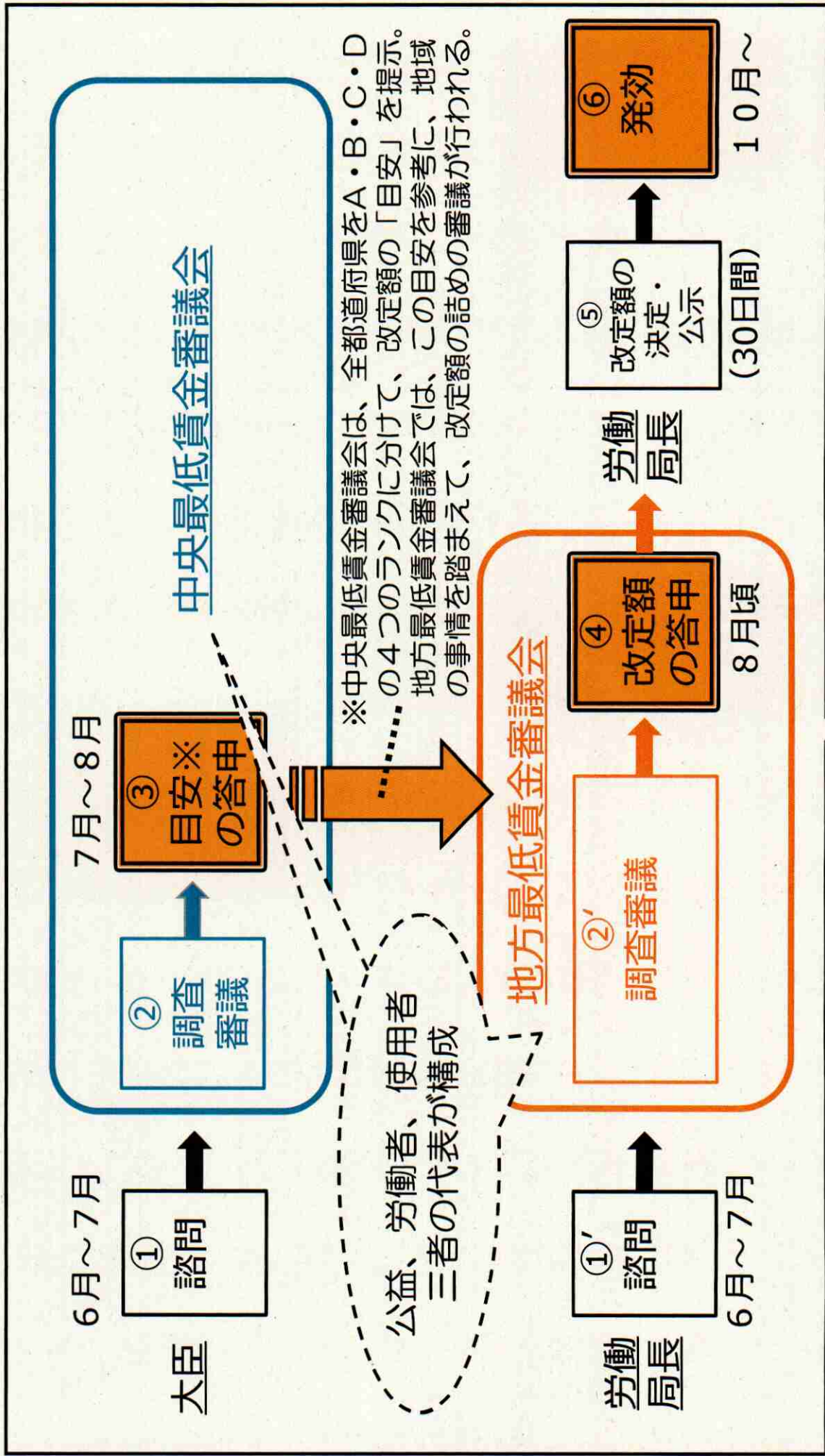
都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※）	引上げ額 【円】	発効年月日
北海道	889 (861)	28	令和3年10月1日
青森	822 (793)	29	令和3年10月6日
岩手	821 (793)	28	令和3年10月2日
宮城	853 (825)	28	令和3年10月1日
秋田	822 (792)	30	令和3年10月1日
山形	822 (793)	29	令和3年10月2日
福島	828 (800)	28	令和3年10月1日
茨城	879 (851)	28	令和3年10月1日
栃木	882 (854)	28	令和3年10月1日
群馬	865 (837)	28	令和3年10月2日
埼玉	956 (928)	28	令和3年10月1日
千葉	953 (925)	28	令和3年10月1日
東京都	1041 (1013)	28	令和3年10月1日
神奈川県	1040 (1012)	28	令和3年10月1日
新潟	859 (831)	28	令和3年10月1日
富山	877 (849)	28	令和3年10月1日
石川	861 (833)	28	令和3年10月7日
福井	858 (830)	28	令和3年10月1日
山梨	866 (838)	28	令和3年10月1日
長野	877 (849)	28	令和3年10月1日
岐阜	880 (852)	28	令和3年10月1日
静岡県	913 (885)	28	令和3年10月2日
愛知県	955 (927)	28	令和3年10月1日
三重	902 (874)	28	令和3年10月1日

※ 括弧書きは、令和2年度地域別最低賃金額

都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※）	引上げ額 【円】	発効年月日
滋賀	896 (868)	28	令和3年10月1日
京都	937 (909)	28	令和3年10月1日
大阪	992 (964)	28	令和3年10月1日
兵庫	928 (900)	28	令和3年10月1日
奈良	866 (838)	28	令和3年10月1日
和歌山	859 (831)	28	令和3年10月1日
鳥取	821 (792)	29	令和3年10月6日
島根	824 (792)	32	令和3年10月2日
岡山	862 (834)	28	令和3年10月2日
広島	899 (871)	28	令和3年10月1日
山口	857 (829)	28	令和3年10月1日
徳島	824 (796)	28	令和3年10月1日
香川県	848 (820)	28	令和3年10月1日
愛媛	821 (793)	28	令和3年10月1日
高知	820 (792)	28	令和3年10月2日
福岡	870 (842)	28	令和3年10月1日
佐賀	821 (792)	29	令和3年10月6日
長崎	821 (793)	28	令和3年10月2日
熊本	821 (793)	28	令和3年10月1日
大分	822 (792)	30	令和3年10月6日
宮崎	821 (793)	28	令和3年10月6日
鹿児島	821 (793)	28	令和3年10月2日
沖縄	820 (792)	28	令和3年10月8日
全国 加重平均額	930 (902)	28	

地域別最低賃金額の改正決定の手順

以下の手順を経て、都道府県労働局長が、地方最低賃金審議会の答申を踏まえて改定。



令和3年度 中央最低賃金審議会における労使の主張等

労働者側

- ワクチン接種や世界・国内経済の回復など、昨年度とは明らかに異なる環境変化をしっかりと見極めた上で議論を尽くす必要がある。
- 労働者の生活困窮度も深刻さを増しており、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるべき。
- 今年度は「800円以下の地域をなくすこと」「Aランクは1,000円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべき。
- 地域間格差は、地方から都市部への労働力流出の一因。今年度は地域間格差に縮小につながる目安を示すべき。

使用者側

- 足下では感染再拡大の兆候が見られ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠い。
- 今年度は3要素のうち通常の事業の支払能力を最も重視して審議すべき。特にコロナ禍の影響が深刻な業種における経営状況や賃金支払能力に焦点を当てるべき。
- 雇用への影響はデータに表れてからでは手遅れであり、最賃引上げが雇用調整の契機となることは避けるべき。
- 「事業の継続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引上げず、「現行水準を維持」すべき。

公益委員見解

- 今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、
 - ・昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安は示せず、引上げ率は0.1%となったこと
 - ・感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること
 - ・法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られること、また一部産業では引き続きマイナスとなっているもの、政府として中小企業支援等に一層取り組み方針であること
 - ・雇用情勢は、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること
 - ・上記を総合的に勘案すれば、平成28年度～令和元年度の3%程度引き上げた時期と比べ、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、同程度引き上げた場合に見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること
 - ・地域間格差への配慮の観点から少なくとも最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等を総合的に勘案し、検討を行った。

令和3年度 地域別最低賃金額改定の目安について

○ 令和3年7月16日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対し、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が行われ、「引上げ額の目安については、A～Dランク全てにおいて28円」とし、「地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く希望する」とされた。

<ランク別の目安額>

ランク	都道府県	令和3年度	(令和2年度)※
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28円	—
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28円	—
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28円	—
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28円	—

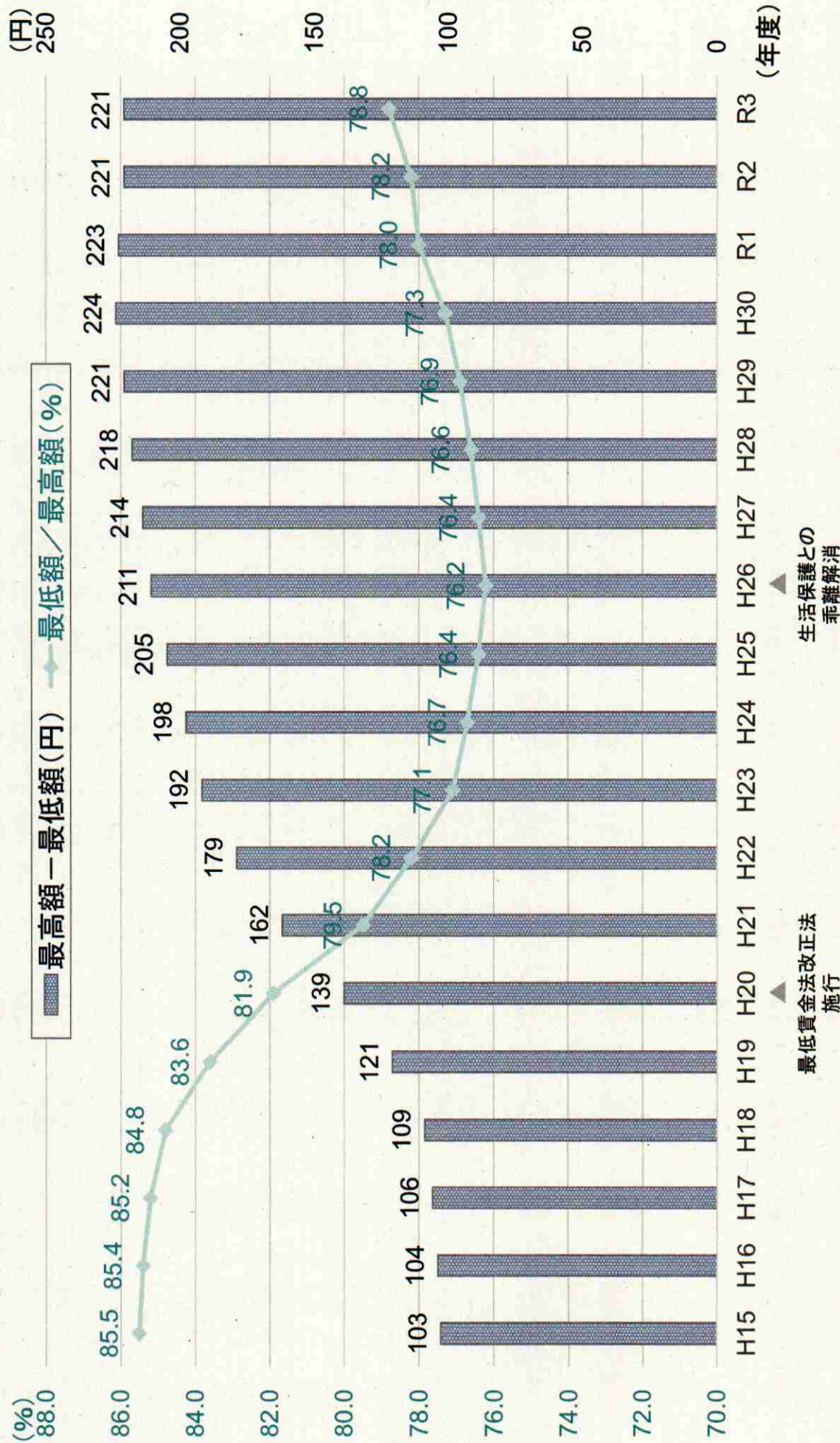
※令和2年度は「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされた。

<参考>最低賃金の最高額と最低額の比率の推移

改定年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
最高額と最低額の比率	76.4%	76.2%	76.4%	76.6%	76.9%	77.3%	78.0%	78.2%	78.8%
最高額－最低額	205円	211円	214円	218円	221円	224円	223円	221円	221円

地域別最低賃金額の最高額と最低額の格差の推移

- 地域別最低賃金額の「最高額－最低額」は、増加傾向にあったが、令和元年度よりやや減少傾向が見られる。
- 地域別最低賃金額の「最低額／最高額」は、低下傾向にあったが、平成26年度を底に、以降は上昇傾向にある。



令和3年度の地方最低賃金審議会結審状況

採決状況

全会一致	3	地賃	(13	地賃)
使用者全員反対	38	地賃	(23	地賃)
労働者全員反対	2	地賃	(9	地賃)
労使一部反対等	4	地賃	(2	地賃)

()は令和2年度

引上額

目安どおり	40	地賃	(引き上げなし:7地賃)
目安+1円	4	地賃	(+1円:17地賃)
目安+2円	2	地賃	(+2円:14地賃)
目安+3円	0	地賃	(+3円:9地賃)
目安+4円	1	地賃	()は令和2年度

全国加重平均

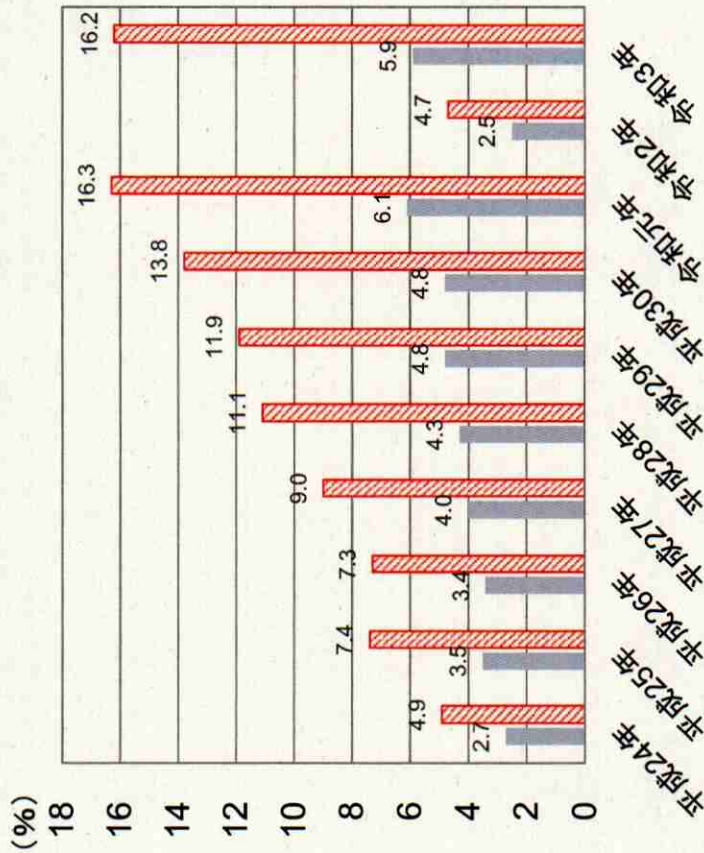
全国加重平均は930円(902円+28円)

結審時期と発効日

- ・ 沖縄において8月12日に結審したのを最後に、すべての地賃で結審(令和2年度は、8月21日の1地賃結審が最後)。
- ・ 31地賃が10月1日に発効(令和2年度は22地賃が10月1日に発効)。
- ・ 10月8日までにすべての地賃で発効した(令和2年度は10月9日までにすべての地賃で発効)。

最低賃金の引上げによる影響

最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合の推移



■ 全体(ただし、5人未満の事業所を除く)

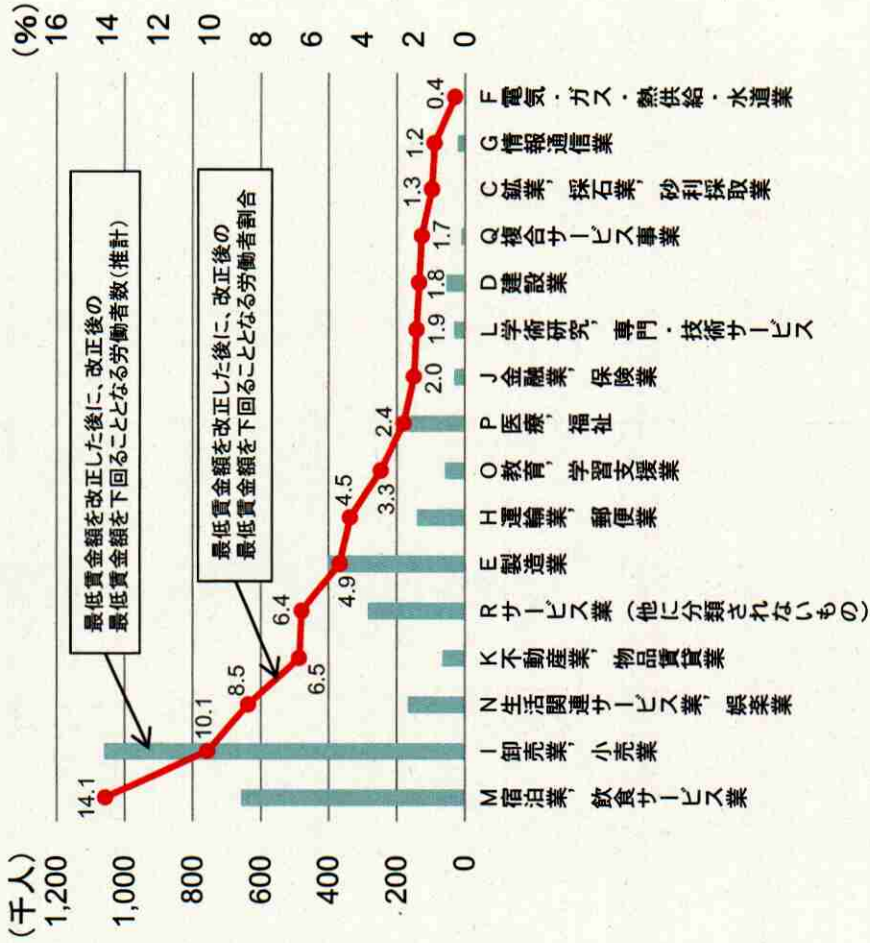
(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)平成24年から令和元年までの値は、令和2年より変更された集計方法に基づく。

■ 小規模事業所(事業所規模30人未満(製造業等は100人未満))

(資料出所)厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

産業別の影響(令和3年)



※ 全体(ただし、5人未満の事業所を除く)

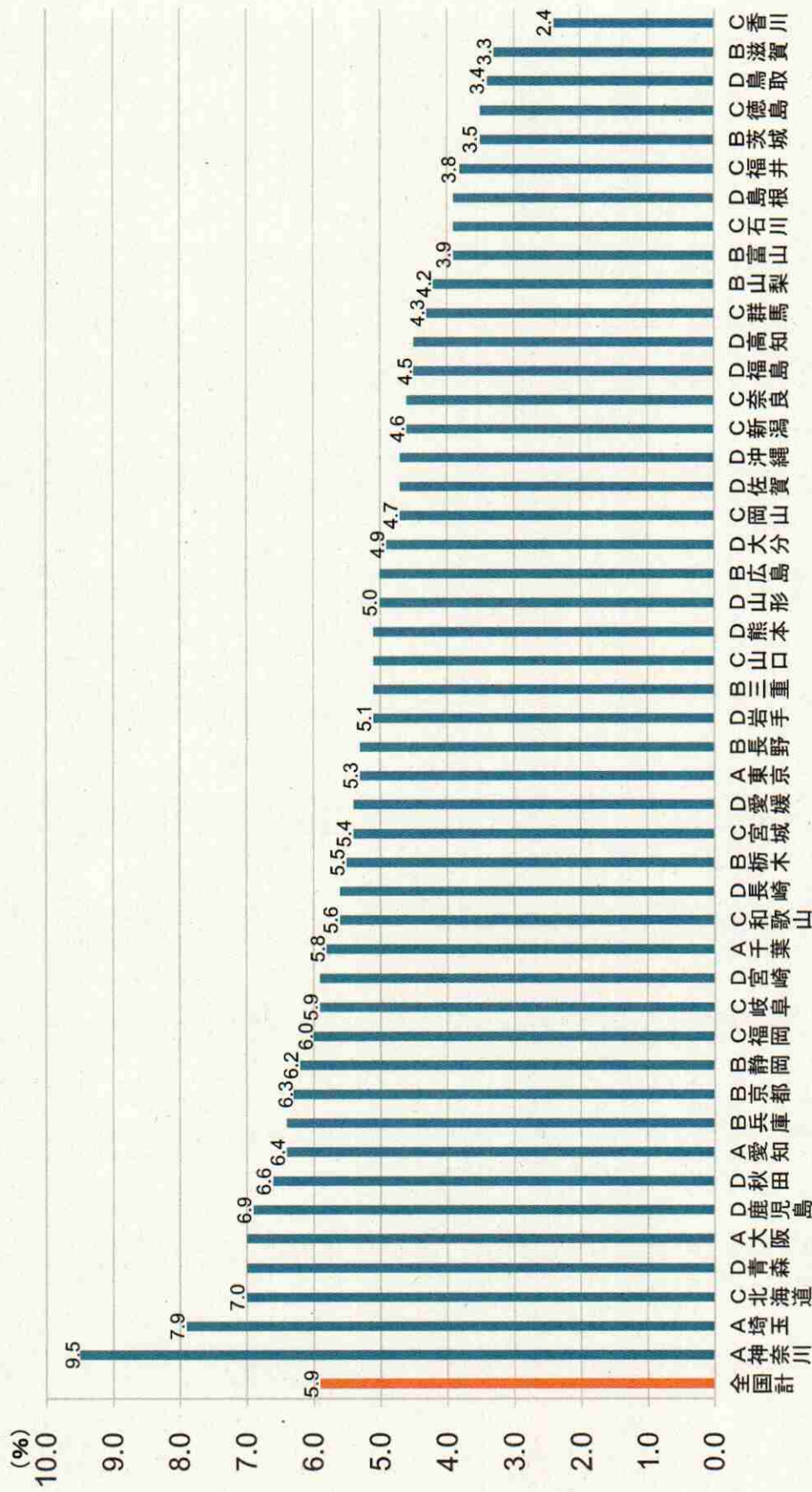
(資料出所)厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)1. 影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。

2. 最低賃金引上げの影響を受ける者は、影響率×雇用量で機械的に計算。(雇用量は、総務省「平成28年経済センサス-活動調査」による。)

都道府県別の影響率(令和3年)

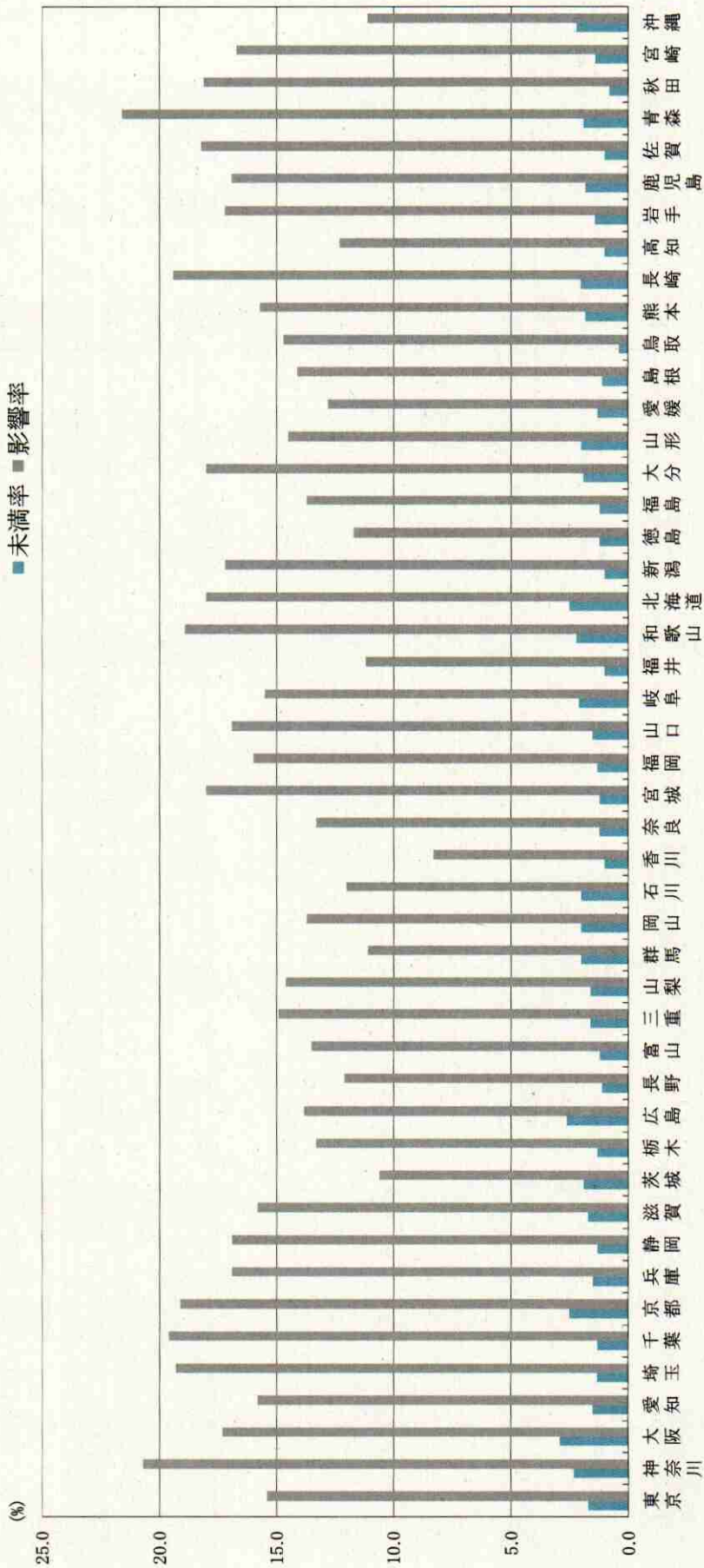
- ・ 神奈川が最も高く、同じAランクの埼玉、大阪、愛知は高いが、東京、千葉は全国平均を下回っている。
- ・ Dランクでは青森、鹿児島、秋田の順で高いが、鳥取、島根、高知などは全国平均を下回っている。



(資料出所)厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)賃金構造基本統計調査は、事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業 については企業規模5~9人に限る。)を調査対象としている。

令和3年度都道府県別未満率と影響率(小規模事業所)



都道府県	未満率 (%)	影響率 (%)
東京都	15.4	20.7
神奈川県	1.7	2.3
千葉県	1.3	1.3
埼玉県	1.3	1.3
愛知県	1.5	1.3
大分県	1.5	1.3
大阪府	1.7	2.9
奈良県	1.2	1.3
京都府	1.5	1.5
兵庫県	1.5	1.5
静岡県	1.3	1.3
滋賀県	1.7	1.9
茨城県	1.9	1.3
栃木県	1.3	1.3
広島県	2.6	1.1
長野県	1.1	1.1
富山県	1.2	1.2
三重県	1.6	1.6
山梨県	1.6	2.0
群馬県	2.0	2.0
岡山県	2.0	2.0
石川県	2.0	2.0
香川県	1.0	1.0
奈良県	1.2	1.2
宮城県	1.2	1.3
福岡県	1.3	1.5
山口県	1.5	1.5
岐阜県	2.1	1.0
福井県	1.0	2.2
和歌山県	2.2	2.2
北海道	2.5	1.0
新潟県	1.0	1.2
徳島県	1.2	1.2
福島県	1.2	1.9
大分県	1.9	2.0
山形県	1.3	1.1
愛媛県	1.1	1.1
島根県	1.1	0.4
鳥取県	1.8	2.0
熊本県	1.8	2.0
長崎県	2.0	1.0
高知県	1.0	1.4
岩手県	1.4	1.8
鹿児島県	1.8	1.0
佐賀県	1.0	1.8
青森県	1.9	0.8
秋田県	0.8	1.4
宮城県	1.6	1.6
沖縄県	1.1	1.1
全国平均	1.7	2.2
影響率	16.2	16.2

資料出所 厚生労働省「令和3年度最低賃金に関する基礎調査」
 (注) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

中小企業の生産性向上等に係る支援策

令和4年度当初予算額（令和3年度当初予算額） | < 令和3年度補正予算額 >

参考資料3

経済産業省関連施策

中小企業生産性革命推進事業 <2,001億円>

〔独〕中小企業基盤整備機構が中小企業の生産性向上を継続的に支援。さらに、社会経済の変化に対応したデジタルへの転換に向けた中小企業等の取組も支援。

① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

（補助額：100万～3,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3）
…革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援

② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

（補助額：～200万円、補助率：2/3等）
…小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援

③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

（補助額：5万～450万円、補助率：1/2～3/4）
…ITツールの導入を支援

④ 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

（補助額：150万～600万円、補助率：1/2～2/3）
…事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援

厚生労働省関連施策

業務改善助成金 | 11.9億円(11.9億円) | <135億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 66.0億円(65.4億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組み中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

働き方改革推進支援事業 | 43.8億円(66.8億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

日本政策金融公庫による企業活力強化貸付

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

キャリアアップ助成金 | 839億円(739億円) | <251億円>

非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

17.5億円(7.6億円) | 前回の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

生産性向上の事例に関する調査研究事業 | 10.4億円(0.5億円) |

助成金の活用事例や生産性向上の好事例をとりまとめた事例集を周知及び簡易に申請書を作成できる支援ツールの作成

よるず支援拠点等の支援体制の充実 | 40.0億円(40.9億円) | <17.1億円>

各都道府県に設置したよるず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

中小企業等事業再構築促進事業 | 1,000億円※令和4年度予算額 | <6,123億円>

中小企業等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。

ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業 | 10.2億円(新規) |

複数の中小企業等が連携し、連携体として新たな付加価値創造や生産性向上、新分野、業態展開、革新的な製品・サービス開発等を行う取組を最大2年間支援。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 | 10.9億円(10.8億円) |

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

共創型サービスIT連携支援事業 | 2.5億円(5億円) |

既存の複数のITツールを連携・組み合わせたりシステムを中小サービス業等が導入する際にかかる費用を支援。またその際、ITベンダーと中小サービス業等が共同でITツールの機能改善を進め、当該ツールの汎用化による業種内・他地域への普及を目指す取組を支援。

生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練 | 243億円の内数(258億円の内数) |

生産管理、IoT、クラウドの活用等のかリキラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

人材開発支援助成金等による支援 | 862億円(355億円) | <216億円>

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の資金の一部等を助成。

人材確保等支援助成金により、生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度等の整備を通じて、雇用管理改善に取り組み、生産性向上・賃金アップ等を図った事業主に対し助成。(※新規の計画受付休止中)

テレワークの定着・促進に向けた支援 | 19.4億円(28.2億円) |

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

民間企業のための女性活躍促進事業 | 1.7億円(令和4年度新規事業) |

令和4年4月より新たに行動計画策定等が義務づけられた常時雇用労働者数101人以上300人以下の中小事業主を含めた全ての事業主に対し、女性活躍推進アドバイザーによる個別訪問等により企業における女性活躍推進に係る行動計画の実施等を支援

生活衛生業関連施策

日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率の適用

…事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に特別利率を適用

生産性向上推進事業 <2.0億円>

…デジタル化の好事例の展開等、生活衛生関係営業業者のデジタル化推進を支援

生活衛生関係営業収益力向上事業 | 0.9億円(0.6億円) |

…最低賃金ツールの徹底を図るとともに、同時に事業承継やインボイス制度に関するセミナーを開催

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	令和3年度実績 (件) ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)	10,185件
小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)	44,757件
サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)	30,825件
中小企業等事業再構築促進事業	35,183件
業務改善助成金	3,859件
働き方改革推進支援助成金	6,614件
キャリアアップ助成金	76,992件
人材開発支援助成金 ※ 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コース	31,142件
人材確保等支援助成金 ※ 人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース、テレワークコース	2,409件 (テレワークコースは、令和3年4月～令和4年2月時点)

令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部(室)

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～ 業務改善助成金の活用事例 ～

事例1 デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

課題と対応
店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

実施概要
デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい(総務担当者)

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫
従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に沿った商品提供をしている。

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

実施結果
コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

成果
デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例7 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

課題と対応
会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい(代表者)

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫
売上データや来店予測機能を顧客拡大に活用することができるようになった。

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

実施結果
業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。

成果
機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

◆ 令和4年度も引き続き特例コースを実施します。

(申請期限: 令和4年7月29日(金)まで)

「業務改善助成金特例コース」のご案内

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までには遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費(=関連する経費)についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。）

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率

助成額	助成率
最大100万円	3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
（締切は令和4年7月29日（金））※1

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組み※2を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支給

※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

※2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

助成額の上限

上限額	引き上げ労働者数	1人	30万円
		2人～3人	50万円
		4人～6人	70万円
		7人以上	100万円

■助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。



【参考】

◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

特例コースの活用例（「関連する経費」の助成対象の拡充）

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

	デリバリーサービスを拡大	サテライトオフィスを設置
A 生産性向上等に役立つ設備投資等	飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入	サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入
+ B 関連する経費	これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝（広告宣伝費）を実施	テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務机・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備
成果	配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上	オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日8:30～17:15）

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です。